

# 韓国知的財産ニュース 2024 年 4 月前期

(No. 507)

発行年月日：2024 年 4 月 17 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、4 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 【立法予告】 発明振興法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2024-96 号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、10 年以内に登録された特許・実用新案を対象に「2024 年特許技術賞」の応募開始
- 2-2 韓国特許庁、公務員を対象に災害・治安分野のアイデアを発掘する「2024 国民安全発明チャレンジ」の応募開始
- 2-3 知財政策を国民に発信する「2024 知的財産政策記者団発足式」が開かれ
- 2-4 韓国特許庁、6 月の IP5 長官会合に向けた「IP5 副長官会合」をオンラインで開き
- 2-5 韓国特許庁、「2024 知的財産スタートアップコンテスト」の参加企業を募集
- 2-6 韓国特許庁、産業用 AI 分野をリードする LG 電子生産技術院と懇談会を開き

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 技術警察、オンライン上の知財権侵害を取り締まる「デザイン侵害取締支援団」運営へ
- 3-2 韓国特許庁がソウル市や警察などと捜査協議体を立ち上げ、東大門偽物市場の取り締まりへ
- 3-3 模倣品販売に関する投稿の通報に対し、最高 25 万ウォンの報奨金を支給

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 「2024 年 D2B デザインフェア」の参加者を募集

### その他一般

- 5-1 マイクロ LED 分野の特許登録件数で韓国が世界トップ

## 法律、制度関連

1-1 【立法予告】 発明振興法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2024-96 号）

電子官報（2024.4.2.）

特許庁公告第 2024-96 号

発明振興法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2024 年 4 月 2 日

特許庁長

### 発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告

#### 1. 改正理由

職務発明補償優秀企業の認定制度は、職務発明を模範的に運営している企業を優秀企業として認定し、各種インセンティブを提供する事業で、事業の安定的な運営に向け、認定、認定の取消、認定の有効期間等を法律で具体的に定める内容の「発明振興法」が改正（法律第 20197 号、2024 年 2 月 6 日公布、8 月 7 日施行）されることにより、職務発明補償優秀企業の認定基準、認定手続き、認定の有効期間等、施行令に委任した内容を具体的に定める目的である。

並びに「産業財産情報の活用及び促進に関する法律」の制定により、「発明振興法」から移管される事項を削除及び変更し、これに合わせて施行令上の関連内容を削除及び変更する等、条文を見直す目的である。

#### 2. 主要内容

イ. 職務発明補償優秀企業の認定基準及び手続きを設ける（案第 6 条の 6）

- 1) 認定基準の詳細を告示に委任する根拠を設ける
- 2) 職務発明補償優秀企業の認定申請方法、認定結果の通知、認定書の再発行等、関連手続きを具体的に定める

ロ. 職務発明優秀認定企業の有効期間を明示する（案第 6 条の 7）

- 1) 認定の有効期間は 2 年間と定めるが、企業の負担を解消するために 2024 年 8 月 7 日以降、優秀企業の認定を受けた企業の有効期間を一時的に 3 年間とする

- 2) 有効期間が経過する前までの認定再申請に関する手続きを定める
- ハ. 「産業財産情報の活用及び促進に関する法律」の制定により、「発明振興法施行令」から「産業財産情報の活用及び促進に関する法律の施行令」に移管されるべき条文を削除及び変更する（案第 8 条、第 19 条、第 29 条等）

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2024 年 5 月 13 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1806 号（〒35208）

電子郵便：cong1215@korea.kr

Fax：（042）472-3584

### 4. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁産業財産政策課（電話：（042）481-5920、Fax：（042）472-3584）にお問い合わせください。

## 関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、10年以内に登録された特許・実用新案を対象に「2024年特許技術賞」の応募開始

韓国特許庁（2024.4.1.）

最高額 1,500 万ウォンの賞金や発明奨励事業の優遇など特典が提供される

韓国特許庁は 4 月 1 日月曜日から 6 月 28 日金曜日まで、技術のイノベーションを図る「2024 年特許技術賞」（以下、「特許技術賞」）の応募を受け付けると発表した。

特許技術賞は、発明者のモチベーションを高め、発明意識の活性化を促す趣旨で優秀な技術を発掘・選定して授賞する制度で、特許審査官が選考プロセスに直接参加する。

応募対象は、韓国籍の出願人による特許または実用新案のうち、韓国特許庁に出願・設定登録され2024年4月1日時点でその権利が存続期間中にあるものである。応募申込は特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)のお知らせ→補償およびイベント→特許技術賞にて受け付ける。

発明者・審査官などから申込・推薦された(4~6月)は特許または実用新案権は、各審査局の審査(7月)を経て選定審査協議会が技術革新性、産業上の利用可能性など基準に沿って総合評価を行う。評価点数によって世宗大王賞および忠武公賞をそれぞれ1賞ずつ、池錫永賞2賞、洪大容4賞など、計8賞の受賞者を決め(8月)、授賞式(9月)を行う。

受賞者は、最高額1,500万ウォンの賞金、特許庁の発明奨励事業※による支援、発明の事業化およびマーケティングに活用できる特許技術賞の受賞マークが提供される。

※優秀な発明品に対する購入推薦、IP製品革新支援の対象者選定の優遇など

特許庁の特許審査企画局長は「特許技術賞が優秀な技術を発掘して技術のイノベーションを図るきっかけになってほしい」とし、「創意的なアイデアや技術力を持つ多くの発明者からの関心や参加をお願いする」と述べた。

大会の詳細については特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)や特許庁特許制度課(電話:042-481-3567)に問い合わせできる。

## 2-2 韓国特許庁、公務員を対象に災害・治安分野のアイデアを発掘する「2024 国民安全発明チャレンジ」の応募開始

韓国特許庁(2024.4.1.)

国民の安全を守るアイデアを募集します!

韓国特許庁は、関税庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁と共同で4月1日月曜日から5月31日金曜日まで公務員向け「2024 国民安全発明チャレンジ」のアイデアを募集すると発表した。

第7回目を迎える国民安全発明チャレンジは、一般国民部門と関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁の公務員部門に分けられ※、災害・治安分野の優れたアイデアを発掘・採用して国民の安全を守る趣旨の大会である。

※2023年から一般国民部門を設け、公務員部門と一般国民部門の2つに分けて行う

今回募集する公務員部門は、国民の安全を守る関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁の職員が災害や事件、事故現場での経験からアイデアを得て開発した技術を発掘する趣旨である。

応募対象は、即時現場に採用できる国民安全保護に関わるアイデアで、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁の職員なら「アイデア路※」にて一人当たり5件まで申込できる。

※アイデアの共有・取引ができる国民向け発明プラットフォーム（[www.idearo.kr](http://www.idearo.kr)）

各分野の専門家による審査（6～7月）を経て計24件のアイデアを選び、知的財産分野の専門家と各分野の業務現場で豊富な経験を持つ専門家が協力してアイデアを具現化（7～9月）し、特許出願をサポートする計画だ。

その後、最終審査（10月）を経て受賞者を選び、年末に授賞式を開いて国会議長賞や賞金などを授与する。

選ばれたアイデアに対し、展示・広報、技術移転などの活動を続けて実際の災害や事故、事件の現場で採用できるよう支援していく考えだ。

#### <2024 国民安全発明チャレンジの公務員部門における推進計画>

アイデア募集	アイデア審査	アイデアの価値向上	最終審査	授賞・展示
アイデア応募受付	①基礎審査 ②書面審査 ③対面審査	①3日間の研修 ②高度化・権利化 コンサルティング ③試作品製作	受賞者を決定	授賞式の開催・受賞作の展示
4～5月	6～7月	7～9月	10月	11～12月

一般国民部門は5月からスタートし、応募されたアイデアは公開後、各庁で活用していく考えだ。また、優秀なアイデアを提案した個人に対しても賞状と賞金を授与する。

大会の詳細については韓国発明振興会の発明振興室（電話：02-3459-2742）に問い合わせできる。

### 2-3 知財政策を国民に発信する「2024 知的財産政策記者団発足式」が開かれ

韓国特許庁 (2024. 4. 2.)

学生、撮影監督、ウェブトゥーン作家などさまざまなメンバーが参加

韓国特許庁は4月2日火曜日、政府大田庁舎（大田市西区所在）の中会議室にて特許、商標、意匠など知的財産に関わる政策を国民に広く発信する「2024 知的財産政策記者団発足式」（以下、「発足式」）を開き、本格的に活動をスタートすると発表した。

2024 知的財産政策記者団は、学生、撮影監督、ウェブトゥーン作家など計15名が参加し、知的財産に関わる政策について国民の視点に立った取材やコミュニケーション活動を行うことで国民からの共感や理解を深めていく考えだ。

発足式では委嘱式、懇談会、発明家殿堂の見学、創意発明体験館の見学などを行い、記者団の知的財産に関する理解を高める。

記者団のメンバーは「発明教室での活動がきっかけになり、発明に関する考えや活動を発信できる記事を書きたいと思っている」とし、「記者団のメンバーとして日常生活の中の数多い知的財産について深く学んでいきたい」と意気込みを見せた。

特許庁報道官は「さまざまな経験や背景を持つ知的財産政策記者団の皆さんがそれぞれの個性を生かし、知財政策について国民に向け楽しく、わかりやすく発信していけるようサポートしていく」とし、「知的財産政策記者団の多種多様な活動を期待する」と述べた。

知的財産政策記者団が作成する記事は、特許庁ブログ (<https://blog.naver.com/kipoworld2>) にて閲覧できる。

### 2-4 韓国特許庁、6月のIP5長官会合に向けた「IP5副長官会合」をオンラインで開き

韓国特許庁 (2024. 4. 9.)

新技術への対応、ユーザーフレンドリーなシステム構築、持続可能な開発目標の実現について話し合う

韓国特許庁は4月9日火曜日午後8時、今年6月にソウルで開かれるIP5（日米欧中韓の知的財産庁）の長官会合に向けて議題を調整するための「IP5副長官会合」をオンライン

形式で開催すると発表した。

今回の会合は、韓国が議長国となり、6月18日火曜日から20日木曜日までソウルで開催する「2024年IP5長官会合」の議題を事前に調整するためである。先進5か国特許庁(IP5)の副長官および世界知的所有権機関(WIPO)の高官など約60名が参加する。

副長官会合では、①国際的な特許権の譲渡などユーザーフレンドリーな知的財産体系の構築方策、②人工知能など新技術の到来に向けた知的財産環境の変化への対応策、③知的財産分野における持続可能な開発目標※(Sustainable Development Goals: SDGs)を実現できる方策について議論する。

※人間、地球、繁栄、平和、パートナーシップ(Partnership)という5つ分類で持続可能な開発という理念を実現するための17の目標と169のターゲット(2015年第70回国連総会で採択)

IP5と呼ばれる先進5か国特許庁は、世界特許出願の約85%を占める知財分野のG5である。韓国特許庁は、世界4位の規模を誇る先進的な知的財産機関として、欧州、日本、中国、米国の特許庁と共に2007年に先進5か国特許庁(IP5)を設立し、「ユーザーフレンドリーな世界の知財エコシステムの構築」に向けて取り組んでいる。

【①国際的な特許権の譲渡などユーザーフレンドリーな知的財産体系の構築方策について】

IP5の副長官は、ユーザーフレンドリーな世界の知的財産体系を構築するために、ここ1年間IP5間で行われた実務者会合で議論されたテーマについて検討する。とりわけ、海外特許権者のコストや時間を削減できるよう、特許権譲渡申請書を一回のみ提出すれば、IP5のほかの4庁で当該特許権の譲渡効力を一括して認める「国際的な特許権の譲渡」の課題(韓国と米国特許庁による提案)について話し合う考えだ。

【②人工知能など新技術の到来に向けた知的財産環境の変化への対応策について】

2019年仁川広域市松島(インチョン・ソンド)で開かれたIP5長官会合で、韓国の提案により議論された「IP5新技術・人工知能に関するロードマップ(NET/AI Roadmap)」の履行状況についても話し合う。これに関連しては昨年、米国のハワイで開かれたIP5長官会合で韓国の提案により承認された「AI関連発明について五庁における法制・判例の動向(Inventorship of AI generated inventions)」の研究結果が共有される予定であり、今回発表される研究結果には、米大統領令(2023年10月)により米国特許庁が最近発表

した「AI を活用した発明に関する発明者権利のガイドライン」などが含まれる。

これを基に韓国特許庁は、IP5 の間で先端技術に関わる知的財産のイシューに関する議論を引き続きリードしていく考えだ。

### 【③持続可能な開発目標の実現に向けた知的財産分野における協力策について】

持続可能な開発目標の実現に向けた知財分野における具体的な協力策についても話し合う。IP5 は、昨年の長官会合で、これまで審査協力および制度調和に焦点が当てられていた IP5 の共同宣言文 (Vision Statement) に「持続可能な開発目標の実現」を明記することで合意し、これにより、IP5 が気候変動など人類共通課題の解決に向けて知財分野で様々な協力を図る根拠が示された。

これを基に韓国特許庁は、2024 年 IP5 長官会合のテーマを「持続可能な革新に向けた包容的な知的財産体系の構築」に決めた。当日、副長官会合で話し合った内容を基に、今年 6 月の長官会合で経済成長、イノベーションとインフラなど、持続可能な開発目標の履行に向けた IP5 の具体的な知的財産分野の協力課題を抽出し、革新的な中小企業の成長に向けた知的財産の役割について議論する計画だ。

韓国特許庁のキム・シヒョン特許庁長職務代理は「クリエイティブとイノベーションの促進による持続可能な経済発展を実現するためには、IP5 間の緊密な協力が欠かせない」とし、「ソウルで開かれる第 17 回 IP5 長官会合の成功に向け準備に万全を期し、韓国企業が海外で活躍しやすい知財環境づくりに取り組む一方、知財分野の中核国家としてのプレゼンスをさらに高めていく」と述べた。

### 2-5 韓国特許庁、「2024 知的財産スタートアップコンテスト」の参加企業を募集

韓国特許庁 (2024. 4. 15.)

15 社のスタートアップに「チャレンジ！K-スタートアップ」の統合本選進出のチャンス  
を！

韓国特許庁は、信用保証基金、銀行圏青年創業財団、韓国発明振興会と共同で 4 月 15 日月曜日から 5 月 31 日金曜日まで、クリエイティブなアイデアと革新技術を持つスタートアップの成長を支えるために「2024 知的財産スタートアップコンテスト」に参加する企業を募集すると発表した。



今年第 5 回目を迎える同コンテストは、韓国最大規模のスタートアップ向けコンテストである「2024 チャレンジ！K-スタートアップ※」の本選進出者を決める予選大会である。ポテンシャルの高いスタートアップを発掘し、事業化を支援する趣旨である。

※教育部、中小ベンチャー企業部、文化体育観光部、特許庁など 10 の部処が協力して各部処別に予選大会（～8 月）を経て統合本選（9 月～11 月）と王中王戦（12 月）を行う

コンテストの参加資格は、知的財産を保有する、起業から 3 年以内のスタートアップか予備起業家のうち、累積の投資誘致金額が 30 億ウォン以下である。

コンテストでは、企業が保有する知的財産権について書類評価（6 月）と国民参加評価、発表評価（7 月）を経て優秀な知的財産を保有する 15 社を選ぶ。受賞企業には、特許庁長賞をはじめ、計 1,800 万ウォンの賞金を授与し、投資誘致コンサルティングおよび説明会（8～9 月）と「チャレンジ！K-スタートアップ」の統合本選（9～11 月）の進出資格を与える。

昨年コンテストでは、計 13 社のスタートアップが統合本選に進出し、466 億ウォン相当の資金を確保するなど、スタートアップの登竜門と呼ばれている。昨年、王中王戦で奨励賞（賞金 2,000 万ウォン）を受賞した虹彩認証システムを開発した株式会社 AJ2 は、世界最大のテクノロジー見本市「CES」に参加する成果を上げた。

特許庁のアイデア経済革新チーム課長は「優秀な知的財産を基に起業にチャレンジする企業の成功を支えるために、積極的な行政活動の一環として知的財産事業化や投資誘致に取り組んでいく」とし、「多くのスタートアップの参加を期待する」と述べた。

参加申込や詳細については、韓国発明振興会※（ウェブサイト：[www.kipa.org](http://www.kipa.org)、電話：02-3459-2928）にて問い合わせできる。

※韓国発明振興会ウェブサイト＞支援事業＞国内発明の展示/イベント＞知的財産スタートアップコンテスト

## 2-6 韓国特許庁、産業用 AI 分野をリードする LG 電子生産技術院と懇談会を開き

韓国特許庁（2024. 4. 15.）

製造業にイノベーションを起こす！

韓国特許庁は 4 月 15 日月曜日、産業現場の声を聴く行政活動の一環として LG 電子生産技術院（京畿道平沢市所在）を訪れ、知的財産について話し合う懇談会を開くと発表した。

産業用人工知能（AI）※技術は、最近の生成型 AI などの技術進化を受けて製造業の現場に採用されており、今後の発展が注目されている。LG 電子生産技術院は、製造工程に産業用 AI を採用して製造ラインを設定するなど、先進的な生産技術をリードしている。

※企業の物理的運営やシステムに関わる AI 技術

懇談会は、生産技術分野で知的財産をめぐる意見や要望などをヒアリングする趣旨である。特許庁は、生産技術分野における研究開発の動向や特許出願に関する相談を聴き、特許ポートフォリオの構築など強い知的財産の創出や保護活用の方向について話し合う考えだ。

特許庁の特許審査企画局長は「今回の懇談会が産業用 AI を採用した生産技術分野の技術開発の動向や知財権をめぐる懸案について相互の理解を深めるきっかけになってほしい」とし、「製造業で特許競争力を高めるために、高品質の審査サービスを引き続き提供していく」と述べた。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 技術警察、オンライン上の知財権侵害を取り締まる「デザイン侵害取締支援団」運営へ

韓国特許庁（2024. 4. 1.）

#### 意匠権侵害犯罪の捜査に取り組む

韓国特許庁の技術デザイン特別司法警察（以下、「技術警察」）は、常習的に大量の模倣品を流通する者による意匠権侵害犯罪の増加に対し、迅速かつ効率的な対応を図るため、4月1日月曜日に「デザイン侵害取締支援団」（以下、「取締支援団」）を立ち上げると発表した。

最近、アリエクスプレスやテムなど越境 EC プラットフォーム上で意匠権侵害の模倣品の流通が増えており、模倣品販売者の犯罪手口が進化しているため、通報を受け付ける従来型の捜査手法だけでは犯罪の摘発が難しくなっている。

とりわけ、卸売・小売業者のみアプローチできる EC プラットフォームや SNS を通じた会員制・共同購入の場合は、一般消費者が直接取引することを制限しているため、捜査官が知財権侵害に関わる証拠を確保することが難しい。

こうした問題を受けて、特許庁は増加傾向にある意匠権侵害行為を取り締まり、迅速かつ正確な捜査を進めるために、韓国知的財産保護院に取締支援団を新設し、取締支援団が模倣品販売市場で一般消費者や小売業者として模倣品流通の状況を常時監視、常習的な大量販売者に関する捜査情報の収集などを進める計画だ。

取締支援団による常時監視は、アパレル分野など意匠権侵害が頻繁に起こる業界を対象に行い、収集した流通情報は技術警察に伝えられ、大量の模倣品を生産・販売・流通する業者などに対する取り締まり活動の計画を立てる際に活用される。

取締支援団が一般消費者として購入する際に収集する、模倣品や取引履歴などの捜査情報は、知財権侵害の証拠として使われるため、捜査の迅速化を図ることができるとみられる。

特許庁の産業財産保護協力局長は「他人の意匠権を侵害する行為は、デザイナーの創作意欲を低下させ、流通市場の秩序を乱すことで国と企業の競争力を低下させる原因になる」とし、「特許庁は積極的な行政活動の一環として意匠権侵害の取締支援団を運営することで、模倣品販売者による意匠権侵害の拡散に対応し、意匠権侵害の根絶に向けて捜査を強化していく」と述べた。

意匠権など知的財産権の侵害に関わる相談や通報は、相談窓口電話（1666-6464）または知識財産侵害ワンストップ申告相談センターウェブサイト（[www.ippolice.go.kr](http://www.ippolice.go.kr)）にて受け付けている。

### 3-2 韓国特許庁がソウル市や警察などと捜査協議体を立ち上げ、東大門偽物市場の取り締まりへ

韓国特許庁（2024.4.3.）

海外観光客・市民向け模倣品販売の違法性を伝える啓発活動も行う

韓国特許庁、ソウル市、ソウル市中区庁、ソウル中部警察署からなる「セビツ市場の模倣品捜査協議体」（以下、「捜査協議体」）は今年3月16日、ソウル市東大門にある「セビツ市場」（いわゆる「黄色い天幕」）で同時合同取締を実施、高級ブランドの模倣品854点を押収し、販売者A氏（女性、62歳）など卸売・小売業者6人を商標法違反の疑いで書類送検したと発表した。

【セビツ市場の模倣品捜査協議体を立ち上げ】

セビツ市場は、東大門歴史文化公園駅の前で午後 8 時から翌日 3 時まで黄色い天幕が張られる市場だが、最近では国内外の観光客の間で模倣品売り場として広く知られている。

これまで特許庁商標警察、ソウル市民生司法警察、ソウル市中区庁特別司法警察、ソウル中部警察署など各捜査機関が個別にセビツ市場で模倣品の取り締まりを行ってきたが、一時的な活動であるため、取り締まりの効果が得られないとの指摘があった。

本来、セビツ市場は、ソウル市中区庁から許可を得た屋台営業者のみ、許可条件※に従って黄色い天幕の範囲内で営業する仕組みだが、条件に従わず、模倣品販売による商標権侵害で罰金刑以上の刑が確定されれば、営業許可が取り消される。

※許可証シールの貼り忘れの繰り返し、転貸、商標法違反による罰金刑などの場合は営業許可を取り消す

模倣品売り場の拡散による国家イメージの低下を防ぎ、セビツ市場での取り締まり強化の必要性についてソウル中央地方検察庁（刑事 6 部、部長検事ジョン・ジウン）とコンセンサスを図り、今年 2 月 26 日、4 つの捜査機関とソウル市中区庁（露店担当チーム）から協力を得て会合を開いた。会合では、セビツ市場の模倣品捜査協議体の立ち上げ、同時合同取締の実施、捜査結果を営業許可取消に活用する方策、模倣品の根絶に向けた取り締まり計画など、具体的な模倣品対策について話し合った。

#### 【ルイヴィトン、シャネルなど 28 のブランドの模倣品計 854 点を押収】

今回の同時合同取締では、セビツ市場が夜に開かれる屋台という特徴を踏まえて捜査協議体の捜査官 28 人が夜 10 時以降、捜査対象の黄色い天幕を同時に突撃して捜査活動を行った。

12 か所の黄色い天幕を取り締まり、6 名を逮捕、ルイヴィトン、シャネル、グッチなど 28 の高級ブランドの衣類、靴、帽子など 8 品目の計 854 店の模倣品を押収した。

逮捕された A 氏など 2 人は商標法保護などの条件の下、セビツ市場に面した道路の占用許可を得た屋台営業者であり、B 氏（男性、45 歳）など 4 人は営業許可を得たほかの屋台営業者が無断転貸した黄色い天幕で模倣品を販売していた。

一方、韓国知識財産保護院は、取り締まり現場でスタンド看板やプラカードなどを使って模倣品販売の違法性を伝える啓発活動を行い、観光客や市民の関心を引き寄せた。

### 【捜査協議体による今後の取り締まり計画】

今後、各捜査機関は、セビツ市場で個別に取り締まり活動が続けながらホットラインを通じて取り締まり状況を捜査協議体の内部で共有し、商標権違反による罰金刑以上の刑が確定された屋台営業者に対して営業許可取り消しを進める方針だ。

今回、捜査協議体の立ち上げや取り締まりを総括した特許庁の商標特別司法警察課長は「東大門周辺はソウルの真ん中に位置して多くの海外観光客が訪れる場所であることから、模倣品売り場としてセビツ市場が知られている現状は、知的財産先進国である韓国の国家イメージにダメージを与えかねない」とし、「今回、さまざまな捜査機関と自治体がセビツ市場の模倣品問題を深刻に受け止めて捜査協議体を立ち上げただけに、セビツ市場で模倣品販売が完全になくなるまで一丸となって取り締まりを続けていく」と述べた。

### 3-3 模倣品販売に関する投稿の通報に対し、最高 25 万ウォンの報奨金を支給

韓国特許庁 (2024. 4. 8.)

#### 韓国特許庁が模倣品販売の通報に対する新しい報奨金支給制度を導入

韓国特許庁は、4月8日月曜日から模倣品販売に関する投稿の通報に対し、新しい報奨金制度を実施すると発表した。

特許庁では 2006 年から模倣品の通報に対する報奨金制度を行っており、書類送検された模倣品流通事件で摘発された犯罪収益が報奨金支給基準の範囲であれば、通報者に報奨金を支給している※。

※新しい報奨金制度と従来制度を並行して実施

新しく実施される通報報奨金制度は、複数のメディアで販売されている模倣品の「販売投稿」を通報対象とする。これは、オンライン上の模倣品販売が拡散・多チャネル化することを受けて、オンライン上の模倣品流通の根絶に向けた国民の意識向上を図り、模倣品のモニタリングに民間の参加を促す趣旨である。

新しい報奨金支給基準は、同一販売者による模倣品販売に関わる証拠を 2 つ以上のチャネルで確保し、模倣品販売に関する投稿が非表示されれば、四半期ごとに支給対象者を選定、通報 1 件当たり 5 万ウォン、一人当たり年間最高 25 万ウォンまで支給する。

通報の際には、知識財産侵害ワンストップ申告相談センター (ippolice.go.kr) の「産業

財産侵害通商>商標（模倣品）侵害>オンライン通報」（本人認証必要）にて▲2つ以上のチャンネルの模倣品販売投稿の URL、▲同一販売者を確認できる証拠（チャンネル別）▲模倣品販売の疑いが確認できる画面（チャンネル別）を全て揃えて提出する。

特許庁の産業財産保護協力局長は「電子商取引市場の変化により、オンライン上で模倣品流通の取り締まりに穴がある現状の中で、国民からの積極的な通報や参加がさらに求められている」とし、「新しい通報報奨金制度の実施により、オンライン上の模倣品流通に対する注意喚起を図り、健全な商取引環境が定着するよう努力していく」と述べた。

報奨金の支給基準や申込方法など詳細については知識財産侵害ワンストップ申告相談センター（ウェブサイト：[ippolice.go.kr](http://ippolice.go.kr)、電話：1666-6464）にて確認できる。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 「2024 年 D2B デザインフェア」の参加者を募集

韓国特許庁（2024. 4. 8.）

デザイナーのアイデアを活用して事業競争力を高める

韓国特許庁は、企業を対象にデザインの発掘と事業化を支援する「2024 年 D2B※デザインフェア」に参加する企業と出品作を募集すると発表した。

※D2B：Design to Business（デザインから事業化まで）

今年第 19 回目を迎える「D2B デザインフェア」は、参加企業にとってはクリエイティブなデザインを提案してもらい、デザイナーにとってはデザインの権利化・事業化のプロセスを経験できる機会のある場である。

4 月 8 日月曜日から 5 月 31 日金曜日まで参加企業を募集する。参加企業は、デザイナーにデザインのテーマを提示、最終審査や授賞までの全てのプロセスに参加する。企業は、優秀なデザイナーからクリエイティブなアイデアを提案してもらうことで、製品の競争力を高める効果が期待できる。

デザイナーによる出品作は、1 次（4 月 8 日～6 月 7 日）、2 次（7 月 22 日～9 月 13 日）の 2 回に分けて募集する。参加企業が提示したテーマに関するデザインを出品する「企業部門」と、自由なテーマで出品する「自由部門」の中で希望する部門を選び、応募できる。1、2 次および最終審査を経て、今年 11 月に受賞作の発表や授賞式が行われる。

昨年は、出品された計 3,184 点の作品のうち 39 点が受賞し、スマートサービスロボット、ポータブル型決済端末、小型電気ポットなどのデザインが高い評価を受けた。

### <2023 年 D2B デザインフェアの受賞作>

区分	大賞	銀賞	銀賞	銀賞
デザイン				
参加企業	-	FIABA	株式会社DOLLOP	株式会社ソニール
出品名	Companion	Time Player	TIDY-ミニマルな自作デスクテリア	One and only

特許庁の産業財産政策局長は「『D2B デザインフェア』は、若いデザイナーによる斬新なデザインを必要とする企業が積極的に参加しているため、毎年規模が大きくなっている」とし、「今後も韓国企業が優秀なデザインを発掘し、若いデザイナーの才能を高めていけるようサポートしていく」と述べた。

フェアの参加申込や詳細については D2B 事務局（電子メール：d2b@d2bfair.or.kr、電話：02-3153-7612）またはフェアウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）にて問い合わせできる。

### その他一般

#### 5-1 マイクロ LED 分野の特許登録件数で韓国が世界トップ

韓国特許庁（2024.4.8.）

LG イノテック、サムスン電子など特許登録件数上位 10 社に韓国勢が 4 社入る

# マイクロ LED は、10 μm 以下の LED 素子 1 つ 1 つが自発光する技術のことである。LCD や OLED に比べて薄く作ることができ、各 LED 素子を個別に点灯制御することで極めて高いコントラスト比を実現できる。また、有機材料を用いる OLED とは違って画質が劣化したり、残像が残ったりすることなく、消費電力が少なく応答速度が速い上で寿命が長いというメリットがあるため、LCD や OLED に続く次世代ディスプレイとして注目を受けている。

# マイクロ LED 市場※は、2022 年 1,400 万ドルから 2023 年には 2,700 万ドルに増えて前

年比 92%成長し、2027 年には 5 億 8,000 万ドルに達し、年平均 136%成長すると見込まれる。

※Trendforce, Aug., 2023

大型テレビとスマート家電など様々な分野に採用され、次世代ディスプレイとして注目を受けているマイクロ LED 分野で韓国が特許登録件数の世界トップとなり、技術開発をリードしていることがわかった。

韓国特許庁が IP5（五庁：日米欧中韓の知的財産庁）に登録されている世界の特許を分析したところ、ここ 10 年間（2013 年→2022 年）マイクロ LED 関連技術の登録件数は 2013 年 540 件から 2022 年には 1,045 件と約 2 倍増え、年平均伸び率は 7.6%であることがわかった。

国別の出願人をみると、韓国が 23.2%（1,567 件）と最も多く、2 位日本 20.1%（1,360 件）、3 位中国 18.0%（1,217 件）、4 位米国 16.0%（1,080 件）、5 位欧州 11.0%（750 件）となっている。

登録件数で見ると、1 位韓国の LG イノテック（6.0%、404 件）、2 位韓国のサムスン電子（5.7%、384 件）、3 位日本の半導体エネルギー研究所（SEL）（4.7%、315 件）、4 位韓国のサムスンディスプレイ（3.6%、240 件）、5 位中国の BOE（3.3%、223 件）となっている。

韓国企業の中では、1 位 LG イノテック、2 位サムスン電子、4 位サムスンディスプレイ、9 位 LG ディ스플레이（5.8%、133 件）の 4 社が上位 10 社に入り、韓国勢が世界のマイクロ LED 技術をリードしていることがわかった。

同期間の年平均伸び率は、1 位中国（37.5%）、2 位欧州連合（10.0%）、3 位台湾（9.9%）、4 位韓国（4.4%）、5 位米国（4.1%）となっている。これまで市場で優位を占めている韓国と、最近マイクロ LED 技術に関する研究開発に力を入れている中国の間で技術競争がさらに激しくなると思われる。

特許庁の半導体製造工程審査課長は「マイクロ LED は、厚さ、明るさ、消費電力、色表現などが優れるため、大型テレビのほかにもスマートウォッチ、AR や VR に使われる小型ウェアラブルデバイスなどに採用されて市場規模が格段に大きくなると見込まれる」とし、「韓国企業が OLED に次ぎマイクロ LED 技術においても世界で主導権を握るためには、マイクロ LED チップの製造技術とマイクロ LED の転写工程技術に関わる研究開発を続ける



ことが大事であり、この目標に向けて特許庁は高品質の審査と関連する特許情報の提供に引き続き取り組んでいく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム